

# 月刊ハローワーク通信

ハローワーク秋田のイベント・情報などを紹介する広報紙です  
 ≪2024.4月号≫



発行: 〒010-0065 秋田市茨島 1-12-16  
 ハローワーク秋田 (電話 018-864-4111)

ハローワーク秋田の  
 各種情報はこちら↓



当所へ電話でお問い合わせの際は、部門コード(問い合わせ先右端の【】内)を押ししてください。

## 4月は雇用保険適用課の窓口が大変混雑します 雇用保険電子申請も4月は集中的に増加します

### 混雑緩和のためご協力をお願いいたします

#### 【適用課窓口及び電子申請をご利用の場合】

離職票発行手続きを優先いたします。

資格取得届は4月下旬以降の提出とさせていただきますようご協力をお願いいたします。

(資格取得届の提出期限は入社日の属する月の翌月10日までです。4/1入社→5/10まで)

#### 【適用課窓口をご利用の場合】

離職票が10枚以上になる場合は、来所日を調整させていただく場合がございますので、事前にご連絡くださいますようお願いいたします。

#### 【電子申請をご利用の場合】

資格取得届等については、通常の処理期間よりかなりお時間を頂戴することがありますので、あらかじめご了承下さい。

とはいえ、電子申請は主要手続きにおいて全国で7割、秋田局内でも5割以上が利用されています。

- 電子申請なら、24時間・365日いつでも申請が可能です。
- 個人情報の持ち運びが不要！個人情報保護の観点からも安全性が高まります。
- 移動時間や郵送費などのコスト削減が期待できます。ぜひ、電子申請を利用してみませんか？



### 令和6年度の雇用保険料率 ~令和5年度と同率です~

事業者の種類	負担者		② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)		失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業	6/1,000		6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和5年度)	6/1,000		6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	7/1,000		7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
(令和5年度)	7/1,000		7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	7/1,000		7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
(令和5年度)	7/1,000		7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については、一般の事業の率が適用されます。

枠内の下段は令和5年4月~令和6年3月の雇用保険料率

お問い合わせ先

ハローワーク秋田 雇用保険適用課 【21#】



## 障害者の法定雇用率引上げについて

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加できる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げについてお知らせいたします。

### Point①

**障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。（令和6年4月以降）**

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	<b>2.5% ⇒</b>	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上	<b>40.0人以上</b>	<u>37.5人以上</u>

★障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

### Point②

**障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。**

★精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、**1人**としてカウントできます。

★一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、**0.5人**としてカウントできます。

## Q&A

**Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？**

**A1. ①令和6年度分の障害者雇用納付金について**

（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）

新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくことになります。

**②令和8年度分の障害者雇用納付金について**

（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）

令和8年6月以前については2.5%、

令和8年7月以降については2.7%で算定していただくことになります。

**Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？**

**A2. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますのでまずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。**

▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>

お問い合わせ先

ハローワーク秋田 専門支援部門 【43#】

# 求人票に明示する労働条件が新たに3点追加されるのでご注意ください

職業安定法施行規則の改正により、**2024（令和6）年4月1日以降**、ハローワークに求人申込みを行う場合は、求人票に以下の①～③の**明示**をお願いします。

## ① 従事すべき業務の変更の範囲 ※

- ・採用後、業務内容を変更する予定がない場合は、「仕事の内容」欄に「**変更範囲：変更なし**」と明示してください。
- ・将来の配置転換など、雇入れ直後の業務と異なる業務に配置される見込みがある場合には、同欄に**変更後の業務を明示**してください。

## ② 就業場所の変更の範囲 ※

採用後、雇入れ直後の就業場所と異なる就業場所に配置される見込みがある場合は、転勤の可能性を「1. あり」とした上で、**転勤範囲を明示**してください。

※「変更の範囲」とは、雇入れ直後だけでなく、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約期間中での変更の範囲のことをいいます。

## ③ 有期労働契約を更新する場合の基準

※通算契約期間または更新回数の上限を含みます。

- ・雇用期間の定めがあり、当初の予定の雇用期間終了時点で契約更新をする可能性がある場合は「**契約更新の可能性**」欄を「1. あり」に○を付けてください。
- ・更新継続が期待される場合は「**原則更新**」、更新の可能性はあるもののそれが確実ではない場合は「**条件付きで更新あり**」に○を付けてください。

■原則更新の場合は以下のように明示してください。

**有期労働契約の通算契約期間または更新回数に上限がある場合**

「求人に関する特記事項」欄に「更新上限：有（通算契約期間○年／更新回数○回）」

※更新上限がない場合に、その旨を明示する必要はありません。

■条件付きで更新ありの場合は以下のように明示してください。

・「**契約更新の条件**」欄に**具体的な更新条件**を記載

・**有期労働契約の通算契約期間または更新回数に上限がある場合**、同欄に記載

※更新上限がない場合に、その旨を明示する必要はありません。

雇用期間	1. 定めなし ② 定めあり(4ヶ月以上) 3. 定めあり(4ヶ月未満) 4. 日雇(日々又は1ヶ月未満) 年 月 日 ~ 年 月 日 又は 年 月 日
契約更新の可能性	① あり(原則更新) <b>条件付きで更新あり</b> 2. なし (契約更新の条件: <b>会社が定める能力評価により判断</b> (通算契約期間上限4年／更新回数上限3回))

この内容や具体的な求人票の記載方法については、

お問い合わせ先

ハローワーク秋田

求人部門

【31#】

～求職活動やキャリア形成を支援するツールをオンライン化  
マイナポータル等と連携し、機能強化を実現～

マイジョブ・カードのご案内



厚生労働省は、ジョブ・カードのデジタル化のため、ウェブサイト「マイジョブ・カード」を公開しています。ジョブ・カードは、個人のキャリアプランや職務経歴を記録し、求職活動や能力開発に役立てるもので、紙または電子媒体で作成・保存することができますが、公開中のウェブサイトでは、オンライン上でジョブ・カードを作成・管理できるようになっています。

厚生労働省は、個人が生涯活用できるキャリア・プランニングと職業能力証明のツールとして、ジョブ・カードの普及を促進し、職業能力開発と円滑な就職支援を実現してまいります。



◀様式のダウンロードはこちらから  
[https://www.job-card.mhlw.go.jp/guidance/download\\_blank](https://www.job-card.mhlw.go.jp/guidance/download_blank)



◀記入例の一覧はこちらから  
<https://www.job-card.mhlw.go.jp/pdf>



ジョブ・カードがつかれる、わかる  
マイジョブ・カード

<https://www.job-card.mhlw.go.jp/>



マイジョブ・カード 検索

お問い合わせ先

ハローワーク秋田 紹介部門 【41#】



ハローワーク秋田 雇用の動き(令和6年2月)

概況 (全数)

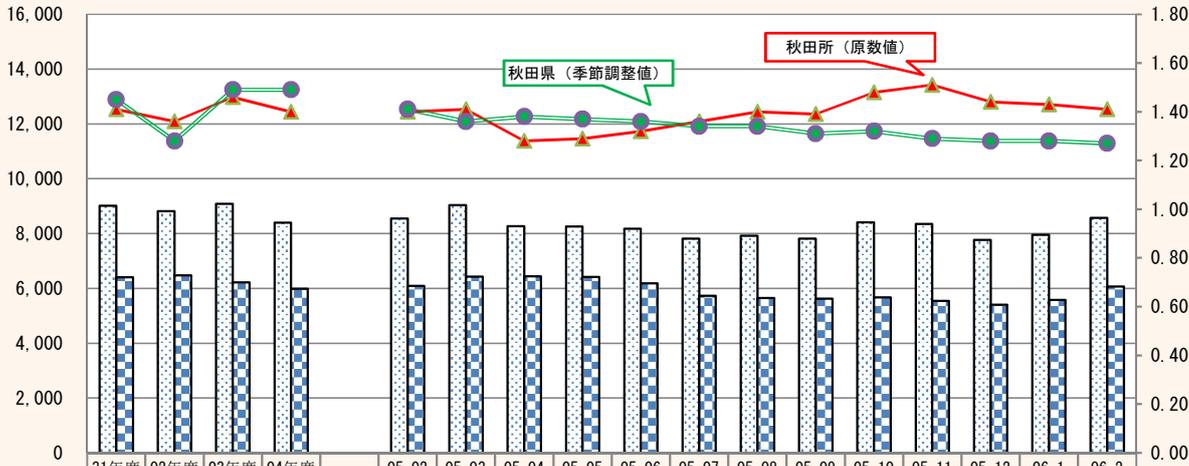
有効求人倍率は 1.41 倍と前年同月比 0.01 ポイントの上昇となった。

新規求職者数は離職者と無業者が増加したものの、在職者の減少幅がそれらをわずかに上回ったことから 1,604 人(前年同月比▲1.8%)と2か月ぶりの減少となった。有効求職者数は 6,069 人(前年同月比▲0.4%)で3か月ぶりの減少となった。新規求職者の動向としては、パート求職者が5か月連続で増加しており、特に所得増などより良い労働条件への転職を希望する者の動きが続いている。また、65 歳以上の高齢者の占める割合が 16.4%(常用)と増加傾向にある。

新規求人数は 3,202 人(前年同月比+6.3%)と2か月連続の増加となった。運輸業、郵便業などで求人が減少したものの、建設業から春先の業務増を見越した作業員の求人が増加したこと、病院から看護師、介護職員、調理師、警備業から警備員など慢性的な人手不足が続く職種の求人が増加したこと等が主な増加要因である。有効求人数は 8,567 人(前年同月比+0.2%)と 10 か月ぶりの増加となった。事業所の動向としては、小規模な事業縮小による雇用調整や事業廃止が散見され、また、物価上昇や人手不足等により先行きを不安視する事業所が一部見受けられる。

ハローワークでは、パート求職者の求職活動が活発化しており、また、高齢者の割合が増加傾向にあることから、事業所の人材活用に当たって、これらの求職者に活躍の場を提供いただくよう引き続き検討をお願いすることとしている。

■有効求人倍率(全数)の推移



	31年度	02年度	03年度	04年度	05.02	05.03	05.04	05.05	05.06	05.07	05.08	05.09	05.10	05.11	05.12	06.1	06.2
有効求人数	9,014	8,822	9,080	8,395	8,552	9,040	8,268	8,260	8,180	7,814	7,919	7,818	8,409	8,357	7,773	7,958	8,567
有効求職者数	6,403	6,480	6,217	5,982	6,092	6,428	6,438	6,416	6,188	5,732	5,651	5,621	5,668	5,542	5,400	5,575	6,069
求人倍率(秋田所)	1.41	1.36	1.46	1.40	1.40	1.41	1.28	1.29	1.32	1.36	1.40	1.39	1.48	1.51	1.44	1.43	1.41
求人倍率(秋田県)	1.45	1.28	1.49	1.49	1.41	1.36	1.38	1.37	1.36	1.34	1.34	1.31	1.32	1.29	1.28	1.28	1.27